

法人だより

第17回ふれあい写真コンテスト 第1部 推薦(高崎税務署長賞) 「山火事消火作業中!」 小林 健次さん(高崎市)
表紙説明はP.26

令和3年度 第17回

「ふれあい写真コンテスト」優秀作品紹介

財務意識の高い企業ほど変化に強い

《速報版》

令和4年度 税制改正のあらまし

ダメ社員の育て方・伸ばし方

高崎税務署管内 税務協力団体

 一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会 渋川地区会 安中地区会 群馬地区会 榛名地区会 松井田地区会 伊香保地区会 箕郷地区会
吉岡地区会 榛東地区会 子持地区会 倉渕地区会 新町地区会 北橘地区会 赤城地区会 吉井地区会

4月

- 4月11日
 - 1 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 4月15日
 - 2 給与支払報告に係る給与所得者異動届出
4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者があるときは4月15日までに関係の市町村長に要届出
- 5月2日
 - 3 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
 - 4 2月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
 - 5 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 - 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 - 7 8月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
 - 8 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
 - 9 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（12月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉
- 4月中において市町村の条例で定める日
 - 10 軽自動車税（種別割）の納付
賦課期日…4月1日
 - 11 固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付
- 4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間
- 市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの期間等
- 13 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出

5月

- 5月10日
 - 1 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 5月16日
 - 2 特別農業所得者の承認申請
- 5月31日
 - 3 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
通知方法…特別徴収義務者経由、納税義務者へ通知
 - 4 3月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
 - 5 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 - 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 - 7 9月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
 - 8 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
 - 9 消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（1月決算法人は2か月分、個人事業者は3か月分）〈消費税・地方消費税〉
 - 10 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付
- 5月中において都道府県の条例で定める日
 - 11 自動車税（種別割）の納付
賦課期日…4月1日
 - 12 鉱区税の納付
賦課期日…4月1日

6月

- 6月10日
 - 1 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（前年12月～当年5月分）の納付
- 6月15日
 - 2 所得税の予定納税額の通知
- 6月30日
 - 3 4月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
 - 4 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 - 5 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 - 6 10月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
 - 7 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
 - 8 消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（2月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉
- 6月、8月、10月及び1月中（均等割のみを課する場合にあっては6月中）において市町村の条例で定める日
 - 9 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）

目次

税務カレンダー	1
令和4年度事業計画	2
令和4年度税制改正のあらまし《速報版》抜粋	3
ふれあい写真コンテスト優秀作品紹介	5
経営のヒント	
財務意識の高い企業ほど変化に強い	8
ダメな社員の育て方・伸ばし方	9
最近の話題から	
交際費 代表取締役の個人的消費が否か	11
「マニュアル遵守」と「カイゼン活動」を並列させよう	12
部会だより	13
地区会だより	14

会員企業紹介・新会員・部会員紹介	15
企業の税務コンプライアンス向上のために	17
健康情報『自分への思いやりから始まる対人関係』	18
税理士会コーナー	
税理士会高崎支部による確定申告期の税務支援事業について	19
経営寸話【税理士 小鮎宏規】	20
群馬県からのお知らせ	21
税務署コーナー	
消費税のインボイス制度の登録申請受付について	22
インボイス制度のオンライン説明会について	23
令和4年度・5年度高崎法人会会員証について	25
表紙説明	26

令和4年度 定時総会のご案内

(ご欠席の場合も、総会の出欠通知は、必ずご返信ください。)

日時：令和4年5月27日（金）
午後4時～

場所：ホテルグランビュー高崎
(高崎市柳川町70)

議 案：①令和3年度収支決算承認の件
②役員の一部選任承認の件

報告事項：・令和3年度事業報告
・令和4年度事業計画及び収支予算

令和4年度事業計画

自令和4年4月1日
至令和5年3月31日

基本的指針

よき経営者を目指すもの
の団体として企業の積極的
な自己啓発を支援し、納税意
識の向上と企業経営及び社
会の健全な発展に貢献する。

方針

基本的指針を基に、会員
企業の声を反映し、より一
層の「公益性の拡大」・「統
一性の確立」・「透明性の確
保」を目指し、企業と地域社
会のため事業活動を行う。

事業計画

公益事業

(1) 税務支援事業

① 税務研修・普及事業

(イ) 改正税法普及説明会

(ロ) 決算税務説明会

(ハ) 新設法人税務説明会

(ニ) 最新の税務情報の提供

② 税制提言事業

(イ) 全国大会への参加

(ロ) 令和5年度税制改正に
関する提言

(ハ) 地元選出の国会議員や
地方自治体等に対する

要望活動

③ 租税教育事業

(イ) 小学生を対象とした租
税教室の開催は、高崎

税務署及び関東信越税
理士会高崎支部との連
携をさらに深めたもの
とする。

(ロ) 小学生を対象とした税
に関する絵はがきコン

クールの実施にあつ
ては、高崎税務署及び
関東信越税理士会高崎
支部の協力のもと実施
する。

(ハ) 租税教育推進協議会主
催の研修会への参加

④ 税の広報・啓蒙事業

(イ) 添付書類を含めたe
Tax及びeLTAX

の申告普及、定着に向
けた周知広報活動実施

(ロ) 広報紙「法人だより」の
発行と配布

(ハ) 税を考える週間（11月
11日～17日）街頭広報

活動の実施

(ニ) 税に関する「ふれあい
写真コンテスト」の開
催

(2) 経営支援事業

① 経営支援研修会の開催

② セミナードVDレンタル
サービスの実施

③ インターネットセミナー
の実施

④ ホームページでの経営支
援情報の提供

(3) 地域社会貢献事業

① 社会福祉協議会へのタオ
ル寄贈

② 税を考える週間協賛事業
として公開講演会の開催

③ 下期公開研修会の開催

④ 地域社会への貢献活動

⑤ 地域イベントでの租税の
啓蒙活動、または協賛

⑥ 地域の清掃活動

⑦ 小学校への教育資料の寄
贈

共益事業

(1) 会員支援事業

① 研修会・交流会等の開催

(イ) 異業種交流会の実施

(ロ) 会員相互の交流を目的
とする研修会

(ハ) 高崎法人会・税理士会
親善ゴルフ大会の開催

(ニ) ボウリング大会の開催

(ホ) 視察研修会等の開催

(ト) 上期研修会の開催

(チ) 厚生委員会主催研修会

の開催

② 優良経理担当者表彰式

③ ネットバンキング会員割
引サービス・法人会融資
制度の実施

④ 厚生制度推進

(イ) 法人会福利厚生制度の
普及と推進

(ロ) 中小企業向け貸倒保証
制度の推進

(ハ) 生活習慣病健診の実施

(2) 会員支援事業

会員数5000社台並び
に会員加入率50%台達成を
目標に、今期は令和5年度
に開催される全法連全国大
会（群馬大会）に向け会員

一丸となり会員募集を推進
することとする。そのため、
地区会毎に年間目標数を定
め、地域の実情に即した募
集活動の継続や会員増強月
間（9月～12月）の4カ月
間の重点期間を設ける他、
本会オリジナルパンフレッ
トやマイナンバー制度導入
に伴う新設法人の情報を積
極的に活用して会員増強に
取り組む事とする。



【1】法人税関係

① 中小企業における所得拡大促進税制の見直し

中小企業全体として雇用を守りつつ、積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、控除率の上乗せ要件が見直されるとともに、控除率が最大40%に引き上げられた上で、適用期限が1年延長されます。

② 人材確保等促進税制の抜本的見直し

大企業が給与等の支給額を増加した場合の税額控除制度が見直され、継続雇用の給与総額を一定以上増加させた企業については、雇用者全体の給与総額の対前年度増加額の最大30%が控除されます。

③ 特定税額控除規定の不適用措置の見直し

大企業について、以下の要件のいずれにも該当しない場合、研究開発税制その他一定の税額控除（特定税額控除）の規定については、適用できないこととされています。

① その大企業の継続雇用者の給与総額が前事業年度の継続雇用者の給与総額

を超えること

② その大企業の国内設備投資額が当期の減価償却費の3割の金額を超えること

改正案では、資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1000人以上である場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える場合のいずれにも該当する場合に、①の要件が「継続雇用者の給与総額の対前年度増加率が1%以上（令和4年度については0.5%以上）」に見直されます。

④ 中小法人の交際費課税の特例措置の延長

中小法人の交際費課税の特例措置（定額控除限度額800万円まで損金算入可）の適用期限が2年延長されます。

また、交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金算入できる特例措置についても適用期限が2年延長されます。

⑤ 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等の見直し

少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度が見直され、対象となる資産が

ら貸付けの用に供した資産が除かれます。また、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の適用期限が2年延長されます。

⑥ オープンイノベーション促進税制の見直し

スタートアップ企業と既存企業の協働によるオープンイノベーションを促進する観点から、オープンイノベーション促進税制が見直されます。

改正案では、対象となる一定のスタートアップ企業の設立経過年数の要件や特別勘定の取崩しが不要となる株式保有期間等について、以下の見直しを行った上で、適用期限が2年延長されます。

① 出資の対象となる特別新事業開拓事業者の要件のうち設立の日以後の期間に係る要件について、売上高に占める研究開発費の額の割合が10%以上の赤字会社にあつては、設立の日以後の期間が15年未満となります。

② 対象となる特定株式の保有見込期間要件における保有見込期間の下限及び

取崩し事由に該当することとなった場合に特別勘定の金額を取り崩して益金算入する期間が、特定株式の取得の日から3年となります。

また、特定事業活動に係る証明の要件のうち特定事業活動を継続する期間についても、3年となります。

【2】所得税関係

① 住宅ローン控除の見直し

住宅の省エネ性能の向上や長期優良住宅の取得を促進する観点から、住宅性能などに応じた上乗せ措置が講じられます。

改正案では、住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額、控除率、控除期間、所得要件、床面積要件について、見直しを行った上で、適用期限が4年延長されます。

② 住宅ローン控除に係る申告手続等の見直し

納税者の申告利便の向上の観点から、住宅ローン控除に係る申告手続等が見直

されます。

現在、確定申告・年末調整で住宅ローン控除の適用を受けるためには、納税者は申告の際、銀行等から交付された住宅ローンに係る年末残高証明書を提出又は提示しなければなりません。

改正案では、銀行等が、年末残高の情報等を記載した調書を税務署に提出することになりますので、納税者は年末残高証明書の提出又は提示が不要となります。

(3) 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の見直し

認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除は、個人が、国内において認定住宅の新築・購入をし、その新築等をした認定住宅を自己の居住の用に供した場合には、その年分の所得税額から、認定基準の適用に必要な標準的な増し費用の10%相当の金額を控除することができる制度です。

改正案では同制度について、適用対象住宅にZEH水準省エネ住宅を加えた上で、適用期限が2年延長さ

れます。

【3】資産税関係

(1) 法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限の延長

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予（法人版事業承継税制）の特例制度は、事業承継時の相続税・贈与税の負担を実質ゼロにする時限措置で、特例承継計画の確認申請を令和5年3月31日までに提出しなければなりませんでした。

改正案では、新型コロナウイルス感染症の影響により承継時期を後ろ倒しにする傾向があることから、特例承継計画の提出期限が1年延長され、令和6年3月31日までとなります。

(2) 直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し

直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置が見直されます。

改正案では、非課税限度額について見直されます。また、適用対象となる既存住宅の築年数要件が撤廃され、昭和57年以降に建築さ

れた住宅用家屋又は新耐震基準に適合している住宅用家屋とする等の見直しが行われた上で、受贈者の年齢要件を18歳以上に引き下げ、適用期限が2年延長されます。

【4】消費税関係

(1) 適格請求書等保存方式に係る登録手続の見直し

適格請求書等保存方式に係る登録手続について、現行では、令和5年10月1日の属する課税期間においては、経過措置により、課税期間の途中でも登録を受けた日から適格請求書発行事業者となることができます。一方、その後の課税期間においては、課税期間の途中から登録を受けることはできません。

改正案では、免税事業者が登録の必要性を見極めながら柔軟なタイミングで適格請求書発行事業者となれるようにするため、令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間中においても、課税期間の途中からの登録を可能とするように見直されます。

なお、この適用を受けて

課税事業者となる適格請求書発行事業者は、登録開始日以後2年を経過する日の属する課税期間まで事業者免税点制度が適用されません。

【5】その他

(1) 土地に係る固定資産税の負担調整措置

土地に係る固定資産税について、令和4年度限りの負担調整措置として、商業地等の地価が大きく上昇した場合、課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%とする措置が講じられます。

(2) 電子取引の取引情報に係る電子データの保存制度の育後措置の整備

申告所得税及び法人税の電子取引の取引情報に係る電子データの保存について、令和4年1月1日以後に行う電子取引については、書面出力による保存は廃止され、保存要件に従った電子データの保存が必要となります。

改正案では、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行う電子取引

について、電子データを保存要件に従って保存できなかった場合、税務署長がやむを得ない事情があると認め、かつ、保存義務者が税務調査等の際に出力書面の提示又は提出の求めに応じることができるとする場合には、その保存要件にかかわらず、電子データの保存をすることができるとする経過措置が講じられました。

(3) 財産債務調書制度の見直し

財産債務調書制度について、提出期限が緩和されるなど提出義務者の事務負担の軽減が図られるとともに、適正な課税を確保する観点から、特に高額な資産保有者についても所得基準によらずに財産債務調書の提出義務者とする措置が講じられます。

この記事は、令和3年12月24日に閣議決定された令和4年度税制改正大綱等に基づいています。
今後の国会審議等にご留意ください。

ふれあい写真コンテスト

(一社) 高崎法人会が中心となり、写真コンテストを開催しました。

応募点数217点(一部61点、二部156点)の中から各部17点、合計34点の作品が入賞しました。その内上位14作品をご紹介します。

この写真コンテストは、私たちの納めている「税」が社会の中でどう活かしているか、広く皆さんに知っていただくため、社会貢献活動の一環として開催しているものです。

なお、表彰式は3月21日(月)にビエント高崎6階において開催し、全入賞作品は確定申告期間中(2月14日～3月15日)確定申告相談会場のビエント高崎にて展示。

※各部門の第一位「推薦」作品は裏表紙に掲載しております。
※入選の作品は当会ホームページにて掲載予定です。



特選

(関東信越税理士会 高崎支部長賞)
『新生防災ヘリはるな救助訓練』
坂本 徹(桐生市)



特選

(高崎税務署管内 青色申告会連合会長賞)
『電気の安定供給』
山崎 清(高崎市)



準特選

『未来のおまわりさん』
小野 武子(桐生市)



特選

(群馬県酒造組合高崎支部長賞)
『高崎芸術劇場ライトアップ』
須藤 伸(高崎市)

第一部 テーマ ■「税」が活かされている場面

快適で安全な生活が営めるように、国や県・市町村は教育・文化の振興、道路整備、福祉など、個人の経済力や責任でまかなうことのできない公共サービスや公共施設を提供しています。

「税」が社会に活かされている様子を写真で表現いただきました。



第一部

「税」に関すること



準特選

『第二回目接種今も続く』
橋本文子 (渋川市)



準特選

『烏川護岸工事』
竹内昇 (高崎市)



特選

(高崎小売酒販組合理事長賞)
『可愛いハーモニー』
甘田街子 (高崎市)



特選

(高崎税務署管内 納税貯蓄組合連合会長賞)
『紙芝居』
富澤健一 (みなかみ町)

第二部
テーマ

■「ふれあい」または
「社会貢献」

税に関係なく、「ふれあい」や「社会貢献」に関することをテーマに作品をご応募頂きました。



特選

(高崎間税会長賞)
『春が来た…』
しめぎ光男 (みなかみ町)



準特選

『早春に福を振る舞う』
高 橋 八千代 (伊勢崎市)



準特選

『湯かけは楽し』
高 橋 洋 二 (高崎市)



準特選

『私とおどりましょう』
近 藤 義 明 (足利市)

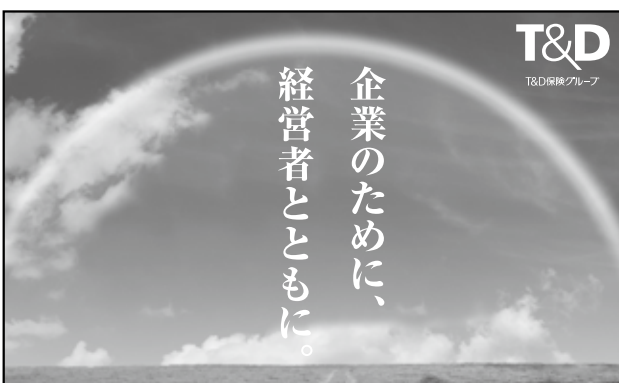
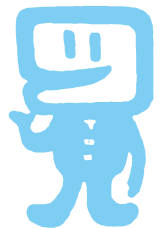
主催：高崎税務署管内 税務協力団体連絡協議会

一般社団法人高崎法人会（主幹）、高崎税務署管内納税貯蓄組合連合会、
高崎税務署管内青色申告会連合会、群馬県酒造組合高崎支部、高崎小売酒販組合、
高崎間税会、関東信越税理士会高崎支部

後援：高崎市、渋川市、安中市、吉岡町、榛東村、高崎税務署、
群馬県高崎行政県税事務所、群馬県渋川行政県税事務所、上毛新聞社
協賛：群馬県写真材料商組合高崎・西毛支部、株式会社プロフォトセンター

「ふれあい」または
「社会貢献」に関すること

第二部



T&D
T&D保険グループ

企業のために、
経営者とともに。

大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、
今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、
「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、
経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

DaiDO 大同生命保険株式会社

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5
(大同生命前橋ビル4F)
TEL 027-223-5260

2021年版

中小企業・小規模企業白書に学ぶ

財務意識の高い企業ほど変化に強い

閣議決定された2021年版中小企業・小規模企業白書は、「危機を乗り越え、再び確かな成長軌道へ」をテーマに、難局を克服し、新たな成長軌道へと舵を向けていくことを提唱している。

新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響は、東京商工リサーチの調査では約8割に及び、資金繰りの悪化から中小企業向け貸出残高は前年比66・7%まで急増しており、厳しい状況にあることを浮き彫りにしている。

そうした中、事業環境変化への対応と売上高回復企業の割合の相関をみると、変化への対応ができている企業は、売上高が回復している割合が高くなっている。

まさに、変化を転機として受け止め、顧客のニーズや自社の強みに着目し、事業の見直しを行った企業ほど早い回復を成し遂げているのである。

白書に紹介されている、飲食店を多店舗展開する株式会社は宴会需要が戻ることとはなるとして、ペットフードの企画開発をはじめ次々と新規事業に挑戦しており、五月社長は「環境変化はこれまでもあったし、これから劇的に起きる。経営者や企業が持つ理念やビジョンを頼りに前進していくことが重要だ」と経営への取り組みを指摘している。感染症流行という危機を企業が突破していくうえで、財務基盤を含む経営戦略の必要性を白書は強調している。

る。

中小企業の財務状況は、自己資本比率は高まりつつあるものの、損益分岐点比率が高いこともあって、感染症拡大といった変化の局面では、わずかな売上高減少で赤字に陥りやすい実態にある。

白書では、「売上高経常利益率」「損益分岐点比率」「自己資本比率」の財務指標を計算している企業と計算していない企業の対比を示して、計算している企業の財務指標数値が良いことを伝えている。

改めて、財務面への意識が高い企業ほど、起きた変化に強い傾向があることのエビデンス（根拠）が示されている。さらに白書では、感染症

流行を契機に売上高が落ち込んだものの、経営計画の見直しを行い実行していた企業は、そうではない企業と比べて、回復が10ポイント以上も高くなっていることを示している。

経営計画を立てて環境の変化に合わせて見直しを行っていくことが重要であるといえるだろう。

また、感染症流行により中小企業ではデジタル化に対する「優先順位は高い」とする企業が流行前より16ポイント高い61・6%となっている。

働き方改革や業務の効率化推進に加え、リモート会議や在宅勤務などへの対応からコミュニケーションツールのデジタル化が大きく進展していることがわかる。

その上で、「デジタル化に取組むことに対して積極的な文化が醸成されている」とする企業は、そうでない企業と比べ、デジタル化がプラスの影響を及ぼしてい

ると答える割合が約30ポイントも高くなっている。

白書では、中小企業のデジタル化推進に向けては、デジタル化に積極的に取り組む組織文化の醸成や業務プロセスの見直しなど、企業自身の組織改革が必要であると、経営者の積極的な関与と全社的推進が大きな成果を生み出す可能性があると提唱している。

感染を契機としたデジタル化は、事業継続力と競争力を高めるものであることを認識する契機でもあろう。

2021年版中小企業・小規模企業白書は、インターネットで公開されている。

この厳しい感染症拡大の中で、必死に取り組む企業の先進実践例も数多く取材編集されているので、危機を乗り越え、再び確かな成長軌道へと経営を向けていくために、一読を強くお勧めしたい。

2021年版 中小企業・小規模企業白書

社員を活かす仕組みと、関わり方



な社員の 育て方・伸ばし方



株式会社セールスリンク 代表取締役 佐藤なな子

ある企業の間接部門管理者Aさんが、人材育成について、相談にきました。

「部下のBさんは、本当に仕事ができない。何年も同じ仕事をしているのに、何度言っても、いまだにミスばかりする」と、言うのです。

書類の紛失、数字の転記ミス、顧客からの要望の手配忘れ、重要な業務の遂行漏れ：確かに、Bさんのミスや失敗は数多く、職場の雰囲気も良くありませんでした。

ダメ社員と
言われてしまう
人のタイプ

「アイツは仕事ができない」「アイツはダメだ」と

上司や職場仲間から言われてしまう人には、特徴的なタイプがあります。今回は、大きく5つのタイプに分けて、どのように関わると効果的か、考えてみましょう。

①言語理解力が低いタイプ

日常の指示命令は、言葉で発信されることがほとんどです。

したがって、言語理解力が低い社員は、指示命令自体を完全に把握できないまま、業務に取り組み始めることになってしまいます。

そうなれば、当然、ミスをし、的を外した業務内容になってしまう…。

このようなタイプには、言葉だけではなく、図解や

イラストでの指示、あるいは身体を動かして、体感してもらいながら覚えてもらう、理解させるなどの工夫が必要です。

最近では、仕事に遊びや競争などの要素を入れて、ゲーム仕立てにする「ゲーミフィケーション」という言葉も、認知されるようになってきました。

言語理解力が低い社員でも、直感的に業務に取り組めるような仕組みがあれば、業務の推進力は増すかもしれません。

②ミスを繰り返す、失敗を学習できないタイプ

このタイプは、「すぐ忘れちゃう人」とも言えるでしょう。

今、見えている情報だけで仕事をしてしまうので、「必要な情報が取り出されない」、前回のことをしっかりと覚えていないので「仕事の良否判定が毎回異なる」という傾向があるようです。

このようなケースでは、取り掛かる作業の情報を相手に目に見える形で指示（ポップアップ）したり、ミスポイントまで来たら警告が発せられる（自動アラート）ようにしたりの仕組み化が効果的です。

また、目標・合否判定基準など、品質基準を、都度提示できるようにしておくことも必要です。

③仕事を完遂できない、継続できないタイプ

このタイプは、「ア）不明点があると、そこでフリーズして進まないタイプ」と、「イ）集中力が途切れて、諦めてしまうタイプ」があります。

（ア）のフリーズタイプは、そもそも、業務の遂行イメージや、完遂イメージ・目

的や意図などを汲み取れていない場合が多いようです。業務の組み立てからフローする、一つの業務をプロセスで細分化し、都度、報告させるなどの工夫が必要です。

（イ）の諦めタイプは、能力があるにも関わらず、他の新しい業務に気を取られる、気持ちのムラから完遂できないことが多いタイプです。

このタイプは、複数業務の進捗を、視覚的に認識させる表（ガントチャート）などで管理し、上司やチームで共有。周囲からの声掛けや動機づけなどで、気を逸らさない、再度の集中を促すことが、随時できるようなしておくことが効果的です。

④時間や期限にルーズなタイプ

このタイプは、時間観念が周囲とずれていたりと、時間と作業をマッチングすることが苦手だったり、自身の能力を推し量るのが苦手なことが多いようです。

その結果、納期や期日を守れなかったり、遅刻が多かったり、スケジュールが立てられなかったりと、ルーズだというイメージを持たれがちです。

このようなケースの場合には、時間割や作業量を可視化して割り付けられるようにしたり、タイマーを使って時間意識を持てるようにしたり、振り返る（リマインド）ようにすると、自身の行動をコントロールすることが出来ます。

また思い切って、締め切りが関わる仕事を与えないという方法もあります。

⑤場当たり的に仕事をしてしまうタイプ

場当たり的な人がいると、職場は、その人のフォローで掻き乱されます。

このタイプは「(ア)後先考えずに仕事に着手して、優先度の高い仕事を後回しにするタイプ」や、「(イ)準備もそこそこで着手する、準備不足タイプ」があります。

(ア)の「優先度の高い仕事

を後回しタイプ」は、『重緊』

『緊急』『影響度』を指標に、「職場としての仕事の優先度」を明確にしておき、個人の仕事・作業（タスク）を全体共有することによって、優先度を守るようにしておく、周囲も後回しに気づき、防ぐことが出来ます。

(イ)の「準備不足タイプ」に対しては、業務に取り掛かる前に、段取り表や準備事項のスケジュールの提示を求めることで、準備不足を防ぐことが出来ます。

今回は、5つのパターンに分けましたが、他にも、スタートが遅いタイプ、細部にばかり気を取られ本筋からズレてしまうタイプ、場や目的を読み切れず的外すタイプ、感情がコントロールできないタイプ、先読みができず言われたことしかしらないタイプなど、まだまだ多くのパターンがあります。

先のBさんのケースでは、「②ミスを繰り返す、失敗

を学習できないタイプ」「③

仕事を完遂できない、継続できないタイプ（フリーズタイプ）」がミックスしていました。

取り組んだのは、環境整備と、基準の明確化です。

Bさんにとっては、目の前にある事以外は、無いものと同じです。

従って、書類やデータが積み重なって見えなくなるものが無いように、ファイリングの工夫や識別管理などの環境整備を推進。ミスポイントには、アラートがかかるような仕組みを作りました。

加えて、わからない点があるとフリーズしてしまうBさんのために、全員の作業スケジュールを共有し、相互に声掛けしやすい工夫も仕掛け、基準も都度、提示できるようにしました。

あれから3年経ちますが、Bさんのミスは激減。このように、タイプに応じた仕組み化や構造化（環境づく

り）、指導管理法を変更す

ることで、本人も周囲も、仕事上のストレスが軽減されます。

ダメな社員は
本当に
ダメなのか

部下を叱る、あるいはダメ出しをしたからと言って、本人がやる気になる訳でも、ミスをしなくなる訳でもありません。

上司の仕事は、部下を動機づけて、成果を出してもらうことです。

人材は、企業にとっては、大きな資源です。限られた資源で、どのように工夫をし、どう成果を出せるかが、本当の意味での実力と言えるでしょう。

2015年に米グーグル社が、「心理的安全性は成功するチームの構築に最も重要なものである」と発表したことで、「心理的安全性（psychological safety）」に注目が集まっています。

「心理的安全性」とは、組織行動学を研究するエド

モンドソンが1999年に提唱した心理学用語で、「チームの他のメンバーが自分の発言を拒絶したり、罰したりしないと確信できる状態」と定義されています。

「Aさんは、ミスばかりする」「Bさんは仕事が遅い」と、特定の個人の責任を追及しても、改善が進まないだけではなく、個人のモチベーションも下がってしまいます。

課題が見つかった場合には、「Aさんが」ではなく、「その作業が」「その方法が」と、モノゴトの課題として取り上げ、仕組みで改善していくことが、望まれます。

「仕事が出来ないあの人がいるのであれば、その人が出来ない、取り組むには難しいその仕事を、「誰もが取り組みやすい仕組み」「みんなが成果を上げられる方法」に変えていく。

それは、いずれ自社組織の財産になるかもしれませ

実践税務調査

交際費

代表取締役の個人的消費か否か

税理士 牧野 義博

事例1

「交際費は代表者の個人的な飲食費用」として給与課税されたもの

飲食代金につき、代表者は個人名義のクレジットカードで支払う一方、領収書には調査対象法人の名称を記載するように飲食店に依頼をしていました。

調査官

交際費勘定に記載された「〇〇〇」に対する支出が78回ありましたので反面調査を行ったところ、代表者が1人で行ったことが判明しており、その回数は69回に及んでいます。また、「〇〇〇」の担当ホステスが店舗を変わるたび、代表者は利用する店舗を変えています。決済はどのように行っていたのですか？

代表者

領収書がある程度たまる

と、当社が管理している金庫から現金を出金し、私が金銭出納帳に記帳した上で、領収書と金銭出納帳を経理担当者に渡しています。

調査官

これらの交際費勘定は、事実認定の結果、あなたの個人的な飲食費用であったと認められ、調査対象法人の業務に関連した支出ではありません。あなたが接待交際費に係る費用でないことを十分認識しながら、飲食店に調査対象法人宛の領収書を発行させ、この金額を総勘定元帳の交際費勘定に計上したことは、帳簿書類の虚偽記載に該当しますので重加算税の対象となります。

代表者

この支出は、私が飲食店へ1人で行った際の支出で

はなく、友人や仕事等で知り合った者を接待したもので、交際費です。

調査官

そうですか。では、それを立証してください。

代表者

……。

事例2

代表者1名で行った飲食の費用を交際費と認めなかった国税当局の処分が取り消されたもの

税務調査を受け、「交際費勘定に計上した費用は損金に算入されない」として法人税の修正申告をしたところ、「代表者の個人的な飲食の費用を損金に算入したのは隠ぺい又は仮装の事実があった」として重加算税を賦課してきました。

代表者は当初、この飲食費用は調査対象法人の業務に関連した支出ではないと回答し、国税当局の質疑応答記録書に署名・押印をしていました。この質疑応答記録書は事実と反しており、実際には、個人的な飲食に係る金額ではなく、全て交

際費である旨答弁しました。国税不服審判所では、次のように裁決をしています。

・飲食店の勘定明細書の内、「人数」欄に「1名」と記載のあるものが14件認められるものの、飲食店の全ての利用が代表者の個人的な飲食であることを裏付ける証拠は認められない。

・代表者は飲食代の全てが個人的なものであると回答しているが、その内容は、本件各飲食代金について概括的に述べたものであり、個々の支出について言及したものではなく、具体性が乏しい上、その内容を裏付ける客観的証拠は認められない。

従って、本件各飲食代金について、個人的な費用であることを代表者が認識しながら、交際費勘定として計上したとは認められないから、仮装の事実を認めるにたる証拠もないので重加算税の賦課は取り消すべきである。

「生きる」を創る。

Aflac



法人会がん保険制度
法人会医療保険制度



アフラックは、1983年より

「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

〈引受保険会社〉

アフラック

群馬支社

〒370-0841 高崎市栄町16-11
高崎イーストタワー13F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

「マニュアル遵守」と「カイゼン活動」を並列させよう

(株)アルティスタ人材開発研究所 代表 玄間千映子

近年、品質偽装、検査偽装、経理偽装の発生がニュースに流れてくるのが目にとまります。それも三菱やトヨタといった日本を代表する企業グループ内でのこととなると、世界に向けた「品質は日本」という日本製品へのブランドイメージの凋落につながりかねません。

ところで昨今の業務は、業務活動を固定化する機能がある「マニュアル」によって行われていることが多く、マニュアルに基づいて業務を進めていけば、偽装など起きようがないのです。にもかかわらず、偽装が起きてしまう。

その背景には、日本の風土と密着した改善・工夫活動が、マニュアル逸脱活動であるにもかかわらず、社会的に肯定されていること

があるように思います。マニュアル遵守の活動では現場対応は難しいというのなら、いつそ改善・工夫活動をマニュアル改訂の機会とさせ、公認化する管理手法を考えましょう。

マニュアルによる効率と現場対応への柔軟さとの両立を図るには、担当者が行う「改善・工夫」という活動は、マニュアル無視ではないとする工夫が必要です。それには3つのポイントがあります。

1つ目は、逸脱活動の公認化のため、現場対応の改善・工夫活動をあぶり出す仕組みが必要です。それにはまず、マニュアルは「活動を固定化する文書」だという性質を、社内に浸透させることです。こうすることで、担当者に生じる現場

対応活動に、マニュアル逸脱とマニュアル無視との識別を促すことが可能になり、管理対象活動として公認化する現場対応活動を捉えることが可能になります。

2つ目には、マニュアル逸脱活動の公認化の仕組み作りです。マニュアルのどこをどう逸脱したか、その背景事情と共に詳しく申告させましょう。逸脱活動を管理下に置くには、潜在化を防ぎ申告を活性化させる仕組みが必要で、それにはその申告をマニュアル改訂の改善提案機能とするのもいいかもしれません。

3つ目は、担当者の改善・工夫という活動に、組織の舵を持たせることです。具体的に言えば、職能管理の活用です。成果主義下でのさまざまな数値は、職能活動の成果として活動管理に織り込んで使うというのはどうでしょう。

マニュアルの促す活動の固定化は、うまく機能すれば作業品質の安定を促し、品質管理につながりますが、これはマニュアル作成

時と業務環境に変化がないことが「前提」です。ところが実際、業務環境に変化がないことなどあり得ず、ほとんどの場面で改善・工夫が必要になってくるものです。

日本の禅を世界に紹介した鈴木大拙という仏教学者は、日本の道徳と西洋のモラルについて「道徳もモラルも、社会の秩序を保つために人の守るべきこと」という表面的なところは「同じ」だが、心構えが違い「守り方」、つまりは実際の行いは違ってくる」としています。心構えとは、すなわち風土です。「マニュアル」による活動管理は、異国の手法です。

ぜひとも日本の風土に合わせ、咀嚼（そしゃく）した管理体制で、偽装現象の発生を防ぐ管理体制を構築しましょう。



経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



法人会のビジネスガード
Business Guard *Series*

AIG損害保険株式会社 群馬支店 TEL. 027-223-5771

会社で入る
医療補償

ハイパーメディカル

業務災害総合保険 疾病入院医療費用保険金・疾病入院医療保険金 等セット

政府労災の
上乗せ補償

ハイパー任意労災

業務災害総合保険 地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

B-152291 2020-01

女性部会

・講演「渋沢栄一の弱者への思い」 ・税に関する絵はがきコンクール表彰式

研修会

3月11日、マリエール高崎にて、群馬県立女子大学片桐庸夫名誉教授に講演をしていただきました。

片桐先生は、2010年まで渋沢研究会代表を務めており、渋沢栄一の91年の生涯で行った幅広い活動を、多方面から本格的に研究されてきたそうです。

江戸から昭和の4つの時代を生き抜き理想を持ち、次々に実現させた渋沢栄一の足跡がありと浮かんできました。一時間では足りないほどの充実した、そして、渋沢栄一への愛があふれた講演内容となりました。

表彰式

高崎税務署長を始め税理士会支部長、管内市町村長、上毛新聞支社長を来賓にお招きし、3月21日、ビエント高崎に於いて、厳かに表彰式を執り行いました。

昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防



岩井部会長より授与



祝辞を述べる眞木高崎税務署長

止につとめて開催いたしました。多くの受賞者にご参加いただきましたことを感謝申し上げます。
参加校数50校
応募総数2113枚

青年部会

青年部会員の皆様へ

健康経営プロジェクト参加のお願い

「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を新たな事業として展開することが全法連青年部会連絡協議会より通達されました。本プロジェクトの推進のひとつとして「法人会健康経営宣言書」の提出があげられています。

宣言書の提出は全国青年の集いでの「健康経営大賞」の対象となります。

詳しくは、部会員の皆様に郵送いたしました資料や、全法連ホームページ↓青年部会↓健康経営プロ

健康経営プロジェクト

<2つの合言葉>

- ・できることから始めよう!
- ・今取り組んでいることを当てはめてみよう

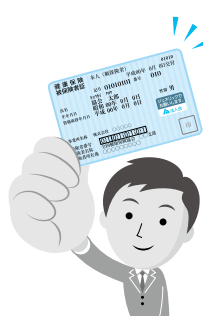


決して難しく考えず、プロジェクトが目指す「**企業の活力向上による税収の増加**」と「**適切な医療利用による医療費の適正化**」の目標達成に向けて宣言書を書いてみましょう!!

《「宣言書」の場所》

全法連HP>青年部会>健康経営プロジェクト>宣言書「企業用」

※同所にある記入見本を見ながら記入し、全法連事務局もしくは高崎法人会事務局へメールにて提出してください



プロジェクトのページをご確認いただき、是非このプロジェクトにご賛同いただきたくお願い申し上げます。また、付随した推進事業として「ジェネリック推進ツール」の配布も行っております。追加をご希望の方は事務局までご連絡ください。

「生きる」を創る。

Aflac



法人会がん保険制度
法人会医療保険制度



アフラックは、1983年より

「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

〈引受保険会社〉

アフラック

群馬支社

〒370-0841 高崎市栄町16-11
高崎イーストタワー13F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

箕郷

社会貢献活動

令和3年11月18日に、(一社)高崎法人会箕郷地区会が毎年実施しております、社会貢献活動の一環として、箕郷第一保育園に対して、パネルシアター、紙芝居等の書籍を寄贈いたしました。

物品を寄贈するにあたり、保育士、園児等の園内関係者や行政関係者の立ち会いのもと、贈呈式をコロナ禍で開催が危ぶまれていましたが、無事開催することができました。

柳澤佳雄箕郷地区会長を



はじめとする役員より箕郷第一保育園あお組の園児2名が物品を代表受領した後、お礼の挨拶を述べていただきました。

今回、寄贈に至った経緯としては、保育園より教育支援として書籍の寄贈を熱望されたことがきっかけでした。

本事業を通じて、園児のコロナ禍においても負けずに活力ある前向きな姿勢に感銘を受けました。当地区会においても地区会の発展に向けてより一層事業に着手して参りたいです。

子持

「子持ふれあい公園でイルミネーション開催」

令和3年12月19日、令和4年1月10日まで渋川市の子持ふれあい公園で約百万球の電球で作ったお城を飾るイルミネーションが飾られました。城の高さは12mで、点灯時間は午後5時〜9時で光がともると来場者は「きれいだ」と言いながら記念写真を撮るなどして楽しんでいました。

と昨春秋、渋川市に寄贈したことを受け渋川市まちづくり財団との共催で開催しました。

子持ふれあい公園は、日本庭園・芝生広場・ミニサッカー場・水車小屋・茶室などがあり春には公園の桜を楽しむことができます。



HAKODA GROUP OFFICE

先を見る 先を見せる会計事務所グループを目指す

箱田税務会計事務所

法人、個人の税務申告・相続税申告

有限会社ハコダ先見経営

MAS監査サービス 5カ年計画・単年度計画・予実管理

群馬県高崎市新保町163番地 TEL 027-360-5550 URL: <http://www.hakoda-group.com/>

群馬

会員企業紹介

株式会社 国府テクノ

代表取締役

大山 晃市

一、所在地

高崎市引間町一二二一三

TEL 〇二七―三七二―八七七

Fax 〇二七―三七二―八七七

二、事業概要・会社PR

当社は群馬県高崎市の旧群馬町地区にて平成10年に設立、以来23年にわたり地域に根付いた総合建設業を営んでおります。土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、管工事業、解体工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、内装仕上工事業、造園工事業、水道施設工事業と、幅広く行っており、各工程において協力会社を手配しディレクションをすることが主な業務となります。

当社がある高崎市の旧

群馬町地区は、昔の名家の古民家が立ち並び、当社は今まで多くの古民家の改修に携わってきました。スクラップアンドビルドではなく、地域の街並み、景観を損なわず、古い建物の構造をどう生かすか、予算も含め、お施主様の意向を出来る限り尊重し、専門職で話し合い、解決しています。改修工事は新築工事とは違い、その現場の状況で施工方法も変わります。現場を見て判断し、工事が始まるにつれて状況が変わることもあり、応用力が必要となるので、現在、あまり古民家を改修することのできる建設業者は多くはありません。伝統的な建物の改修工事の際にはぜひお声がけください。

北 橋

会員企業紹介

株式会社 フジ建装



代表取締役
藤井 理

一、所在地

渋川市北橋町

八崎三九四―二

TEL 〇二七九―二四―二五三七

二、事業概要・会社PR

当社は昭和56年に創立し平成3年に法人化、現在は建設と介護を主な事業としております。

建設事業は塗装をはじめ、防水・看板・建設・土木工事など公共施設や工事向け、一般住宅の塗装も承っています。福祉事業では介護付有料老人ホーム・小規模多機能型居宅介護の施設運営や福祉用具のレンタルを行っています。



社屋外観

三、経営理念

人と人との「つながり」を経営理念に掲げ、個々とのつながり・家族とのつながり・社会とのつながりを大切にしておりま

幸せと安心の未来を

Aflac

IDA LIFE

あなたと共に創る。

保険のことなら
なんでも気軽にご相談ください!
オンライン相談も承っております!

本店 高崎飯塚店

〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町469-2
TEL 027-361-8431 FAX 027-361-8455

前橋支店 前橋駒形店

〒379-2122 群馬県前橋市駒形町1128-1
TEL 027-361-8431 FAX 027-212-2919

【共通フリーダイヤル】 あふらっく い〜な

0120-0269-17

【受付時間】月曜～土曜 9:00～17:00 【定休日】日曜・祝祭日

〈募集代理店〉

株式会社 井田ライフ保険
https://idalife.co.jp



吉井

会員企業紹介

株式会社 サトカンパニー

代表取締役

茂木佐登志

一、所在地

高崎市吉井町小暮五四〇
(工場)

TEL 〇二七-三三〇一四一〇〇
URL <http://www.nanotech-beam.com>

二、事業概要・会社PR

当社は1986年に創業。ナノテクビーム理論(特許・実用新案・意匠登録済)を用いた空気清浄機、油活性化装置などの製造・販売を基幹事業としています。

空気清浄機「ナノテクビーム」は現在のコロナ禍において、医療施設や介護施設などから多く問い合わせをいただいています。また、住宅のリビ

空気清浄機 ナノテクビーム



油長持ちプレート

ング用や車輛用といった小型タイプの製品も製造・販売しています。

油活性化装置の「油長持ちプレート」は、油の酸化を遅らせることで寿命が延び、油購入代金削減に繋がることから、飲食店や惣菜店などから受注をいただいています。また、メンテナンスが簡単なこともお客様から好評です。

三、経営理念

当社は、今後も省エネや環境に配慮した、他社ではできない社会に役立つ事業を続けてまいります。

新会員・部会員紹介

①法人名

②代表者・部会員名

③所在地

④業種

	高崎 ① ぐんまセントラル㈱ ② 菅谷 啓一 ③ 前橋市大手町 ④ 保険業・社会保険労務士業		高崎 ① 社会保険労務士法人アグラーティア ② 浅賀 美代子 ③ 高崎市井野町 ④ 社会保険労務士
青年-高崎 ① ぐんまセントラル㈱ ② 菅谷 啓一 ③ 前橋市大手町 ④ 保険業・社会保険労務士業		高崎 ① ㈱Growth Architect ② 近藤 真生 ③ 高崎市本町 ④ 住宅事業支援	
問い合わせ先 (一社) 高崎法人会 事務局 〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 F A X 027-363-4576			高崎 ① (一社) 関東相続サポート ② 高橋 正光 ③ 高崎市問屋町 ④ サービス業
会社名、住所、代表者、資本金等に変更がございましたら、事務局へご一報ください。			

ご入会をご希望の方は法人会事務局まで
お問い合わせください。

法人会は「健全な経営」「正しい納税」「社会貢献」をテーマに
活動をすすめる全国約80万社の、会員組織です。

会 員
募 集 中



一般社団法人高崎法人会 事務局
TEL : 027-363-4526
<http://www.takasaki-hojinkai.com/>

企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

自主点検チェックシートをご活用ください！

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検結果記入表
(3月31日点検分)

点検担当者：法人 太郎

点検担当者記入欄		代表者記入欄
項目番号	点検結果	改善方針
18	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

○ 点検項目チェック表

Ⅱ 貸借関係
(資産科目)

科目等	点検項目	点検欄			
		9/30	3/31	/	/
現金 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	13 現金、小切手による高額又は予定外(緊急)の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	14 現金(通帳)と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	15 受取手形の現物と補助簿(受取手形記入帳)は定期的に照合されていますか。	○	○		
売掛金 未収金	16 補助簿(売掛一覧表)と得意先に対する請求残高は一致していますか。	○	○		
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	×		
	19 入金条件(決裁日、決裁手段)に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○		

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先

(一社)高崎法人会

電話番号等 027-363-4526

URL等 <http://www.takasaki-hojinkai.com/>

自分への思いやりから 始まる対人関係

産業カウンセラー 柏木 勇一

「どうして私だけ出社するの？」と訴えた派遣社員Aさん

コロナ禍での働き方の変化は長期化しています。このまま元に戻ることはないかもしれない、という声もあります。変化のひとつがテレワークです。東京など人口が多い都市では、人の流れを減らすために、出勤しないで、自宅でオンラインで連携しながら仕事をやるケースが広がりました。ところが、非正規の社員、例えば派遣社員はその対象から外されるケースも見られました。相談してきたのは20代の女性派遣社員Aさんです。営業事務職で顧客先との連絡だけではなく、自分の部署以外の業務も任されたと言っていました。

欠点を補う会社側の努力や工夫も見られたことは皆さんご承知の通りです。一方、不満を感じた社員が納得できる道はないのでしょうか。ここでは別の視点からAさんと話し合い、気持ちを切り替えてもらいました。それが、まず自分への思いやり、という姿勢です。

頑張っている自分に、自分からいたわりの言葉をかけよう

これは、『セルフ・コンパッション』と呼ばれる、アメリカで生まれた新しいストレス対処法です。コンパッションは思いやり、慈悲の心と訳されます。従ってセルフ・コンパッションは「自己への思いやり」という意味です。自分自身に優しく語りかけてみてくだ

さい。「頑張っているね」と。自分を責めるのではなく、自分をいたわる気持ちになるはず。自分にとって都合のいい感情に置き換えていることで、他人への嫌悪や距離を感じて苦しんでいるケースが多いのです。その偽りの感情は消えると説明されています。

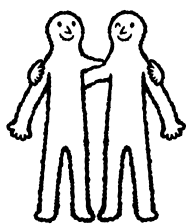
Aさんにこの話をしました。最初は抵抗があったようですが、自分への思いやりという姿勢が自分の中に浸透していくにつれて、分かってもらえました。余計なことを考えないで仕事に集中できたこと、ミスしても回復が早くなったこと、なども語ってくれました。

相手からも思いやりが返り、職場に潤いが戻ります

セルフ・コンパッションには続きがあります。自分への思いやりを持つと、自然に他人への思いやりも発揮するようになるのです。周囲のモチベーションを高

め、部署全体の業績向上にも良い影響を与える効果が期待されます。自分の本音に気づいて自分らしく生きる契機となり、職場でもコミュニケーションを円滑にし、共感のある温かい人間関係を築くことになる流れです。この流れのゴールは「他者からの思いやり」です。誰かに思いやりを向けることで、その見返りとして、相手からも思いやりが返ってくるという図式です。

Aさんも深くうなずいてくれました。コロナ禍で多くの働く人が悩み、苦しんでいます。今回紹介したセルフ・コンパッションを取り入れてみてはいかがでしょう。3つの流れを示しましたが、まずは自分への思いやり。小さなことでもできている自分を褒めることから始めてみてください。



「生きる」を創る。

Aflac



法人会がん保険制度
法人会医療保険制度



アフラックは、1983年より

「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

〈引受保険会社〉

アフラック

群馬支社

〒370-0841 高崎市栄町16-11
高崎イーストタワー13F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

税理士会

税理士会高崎支部による 確定申告期の税務支援事業について

関東信越税理士会 高崎支部
副支部長・税務支援対策部長 雲 敦史

税理士と税務支援事業

私たち国民は、憲法の定めるところにより等しく納税の義務を負っています。

また、我が国ではいわゆる「申告納税制度」を採用していますので、私たちは自己の所得について自らの計算により申告を行い、自主的に納税をしなければなりません。

ところが、そのような納税義務を履行するにあたり、複雑多岐にわたる税務に関する法令を正しく理解して適正な税務申告を行うことは、時として困難を伴い、専門家の助けを必要とすることもあります。

我々税理士は、独立した公正な立場で、納税者の皆様を正しい申告納税に導くための税務の専門家として国家資格を保有しています。また、税務に関する業務は、たとえ無償であって

も、税理士資格の無いものがこれを行うことは法律により禁止されています。このようなことから、税理士は、社会生活において他に代わるものがないという意味で、「社会公共的な存在」であるということができます。

ただ、納税者の中には、納税義務があるものの、経済的理由から税理士に委嘱することができない方々も存在します。そこで、税理士会では、税理士の社会公共的使命に鑑み、そのような方々を援助する施策として「税務支援事業」を行っています。そして、税理士は、会則において、税務支援業務に従事しなければならないことが規定されています。

高崎支部による

確定申告期の税務支援事業

税理士会高崎支部におい

ても、前記の規定に基づき、令和三年分の確定申告について、以下の通り税務支援事業を実施いたしました。

①税理士事務所における無料税務相談

各税理士が、自らの事務所を会場として、2月15日(火)に無料相談に応じました。

②支部事務局における無料税務相談

高崎市問屋町の支部事務局において、2月16日(水)と2月17日(木)に税務相談所を開設いたしました。

③ピエント高崎における無料申告相談

ピエント高崎において23日間延べ146名の税理士が、無料相談にあたりました。昨年同様、税務署の休日開催に協力するかたちで、2月20日と2月27日の日曜日にも無料相談に応じました。

④申告案内コールセンターにおける電話相談

国税局が高崎税務署庁舎内に設けたサテライト会場において、19日間延べ56名の高崎支部の税理士が、確定申告期の電話による申告相談業務に従事いたしました。

⑤商工会、商工会議所（青色申告会）への派遣

25会場において、延べ81日間130名の税理士が、各商工会・青色申告会会員の決算や申告相談に応じました。

⑥群馬高崎農協税務協議会、JA北群渋川青色申告会、JA碓氷安中青色申告会、JA碓氷安中青色申告会1会場、JAはぐくみ青色申告会3会場において、延べ31日間36名の税理士が、JA組合員の申告相談に応じました。

JAたかさきの14支店・JA北群渋川の1会場、JA北群渋川青色申告会1会場、JA碓氷安中青色申告会1会場、JAはぐくみ青色申告会3会場において、延べ31日間36名の税理士が、JA組合員の申告相談に応じました。

⑦金融機関への派遣

民間1金融機関の本店の会場において、1日間4名の税理士が、各金融機関の

実施する申告相談会で税務相談に応じました。

⑧税理士会独自会場における無料申告相談

渋川市役所第二庁舎において2月1日(火)・2月2日(水)、安中市役所において2月7日(月)、LAB11高崎において2月8日(火)・2月9日(水)、高崎市役所本庁舎において2月22日(火)・2月23日(水)の7日間にわたり税理士会の独自会場を設けて、藤岡支部との共催により税理士が無料申告相談会を開催し延べ46名の税理士が従事しました。

このように、高崎支部の税理士は、確定申告期においても各方面で幅広く税務支援事業に携わっております。各税理士とも、納税者の皆様からの期待に応えるため、そして社会貢献の一環として、強い使命感を持って臨んでおります。法人会会員の皆様におかれましても、今後とも引き続き、税理士の税務支援活動へのご理解を賜りますようお願いいたします。



シリーズ

経営

話

令和4年1月からの 電子帳簿保存法改正について

関東信越税理士会 高崎支部 税理士 小鮎 宏規

去年の夏頃から電子帳簿保存法改正の話題がとびかっています。内容を大雑把に抜粋すると、「電子取引により授受された国税関係書類データは電子データのまま保存しなければならない。」「保存していない場合罰せられる」「経費として認められなくなる」「青色申告承認が取り消される」という内容でした。確かに、電子帳簿保存法第7条には「…電子取引を行った場合には、…当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。」とあります。しかし、取引データを電子保存していなかった程度でこの扱いはいくらなんでも過剰だと思つたので、私なりの意見を述べてみようと思います。

その1 罰則

国税関係書類の保存義務はもともと規定されています。しかし紙であっても保存していなかったことを要件とする罰則までは規定されていませんでした。電子帳簿保存法にも新たに罰則を設けるようなことはされていません。従って、電子取引による電子データを保存していなかったことで罰せられるということはほぼ考えられません。

その2

経費として認められない

法人税法・所得税法共に請求書等の保存が損金の要件にはなっているわけではありません。取引の事実があれば、そして税務調査で取引の事実を調査官が確認できれば経費であり損金となります。国税関係書類もしくは電子データは証拠資料という位置づけです。税務調査において請求書等が保存されていない場合（紙であれデータであれ）納税者からの説明や他の資料等から取引の事実を確認しますので、電子データによる保存がないことのみをもつて即座に経費が否定されるということは考え難いと言えます。

その3

青色申告の承認の取消

裁判例を見ると、「国税関係書類の保存がされていない等形式的に青色申告の承認取消事由に該当する事実があれば必ず行われるものではない」、「現実に取り消すかどうかは、個々の場合の事情に応じ、処分庁が合理的裁量によって決すべきである」とされており、事務運用指針でも「真に青色申告を維持するにふさわしくない場合」であるかどうかを検討したうえで決定することとされています。実際、国税関係書類の不備により国税庁が行った青色申告の承認の取消処分が、国税不服審判所の審判により取り消された事例もあります（例えば国税不服審判所平成22年12月1日）。

その4 現実的な対応

以上のように、そこまで怖がる必要はないですよ、というのが私の意見です。とは言え、電子帳簿保存法第7条を無視することはできません。アマゾンや楽天等、請求書がPDFなどの電子データでしか発行されない場合には、請求書等のPDFファイルをリネームして、「取引日」取引先「取引金額・pdf」とし、1つのフォルダに保存しておきましょう。加えて、国税庁がひな形を用意している「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を印刷して備え付けましょう。これだけで、電子帳簿保存法改正への対応は十分です。



電気供給業（太陽光発電事業）を行う法人の申告時の注意点について

令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、法人の事業税の課税方式が変更されています。変更に伴い、次のような事例で誤りやすくなっていますので、ご確認の上、申告をお願いします。（ここでは、資本（出資）金の額が1億円以下の普通法人等についての事例をご紹介します）

事例1 「第6号様式（その2）」ではなく、「第6号様式」を使用して申告している

太陽光発電設備による発電事業は、地方税法第72条の2第1項第3号に規定される事業です。（以下、3号事業といいます。）「3号事業」にかかる確定申告をする際の様式は、原則として「第6号様式（その2）」を使用する必要があります。また、「3号事業」を誤って「2号事業」として申告されている事例も見受けられますので、併せてご注意ください。

- ※その他事業（1号事業）を併せて行う場合で、発電事業の売上げ、その他事業の売上の1割以下の場合には、例外として「第6号様式」を使用して申告することも可能です。
- ※「2号事業」は、送配電事業やガス供給業、保険業等が該当します。

事例2 所得に関する様式（第6号様式別表5・別表9）が事業毎に作成されていない

第6号様式別表5（所得金額に関する計算書）及び別表9（欠損金額等の控除明細書）は、1号事業と3号事業、それぞれ事業毎に別葉で作成する必要があります。

事例3 電気供給業（太陽光発電事業）の繰越欠損金が正しく計算されていない

令和2年3月31日以前に開始する事業年度では、電気供給業（太陽光発電事業）の所得金額を使用する制度ではありませんでしたが、今回の改正により、事業ごとに繰越欠損金控除を行う形になりました。電気供給業の所得金額については、過去10年間遡って電気供給業の所得金額を算出していたものとみなして、繰越欠損金を計算する経過措置が設けられています。（下図参照）

●電気供給業（太陽光発電事業）とその他事業を併せて行う場合

（前提条件）3月決算法人で、H29.4.1に製造業（その他事業）を行う法人を設立。H30.4.1に太陽光発電事業開始。H31.3月期以降、発電事業の売上げ、その他事業の売上の1割超。

	欠損金控除前の所得金額		
	法人全体 （法人税所得）	その他事業 （1号事業所得）	太陽光発電事業 （3号事業所得）
	①	②	①－②
H30.3月期（製造業のみ）	▲100	▲100	所得なし
H31.3月期（発電開始）	▲400	▲100	▲300
R2.3月期	100	▲100	200
累積欠損	▲400	▲300	▲100
R3.3月期：改正後 ※括弧内は欠損金控除後	500 (100)	200 (0)	300 (200)

【注意】

経過措置による累積欠損の算出にあたり、例外規定により収入割を申告していなかった事業年度の欠損金は、その他事業の欠損金となります。

この金額を遡って計算し、必要に応じて欠損金控除してください。

詳しくは、高崎行政県税事務所（027-322-6297）までお問い合わせください。

\事業者の方へ/

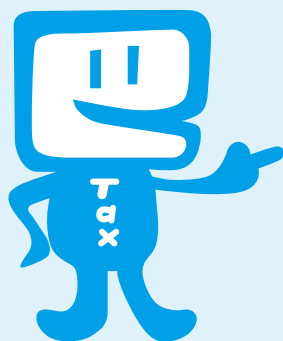
税 国税庁

消費税の
インボイス
制度

登録申請受付中!

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。

登録申請手続きは、e-Taxをご利用ください!!



✓ 「e-Taxソフト (WEB版)」、「e-Taxソフト (SP版)」を
ご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。

✓ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が
可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な
オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき
点などを解説します。また、チャット機能を利用
した質疑応答も行っております。説明会サイトへ▶



●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・
インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553 (無料)

【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知り
になりたい方は、国税庁ホームページ
(<https://www.nta.go.jp>) の「インボ
イス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



登録通知の受領はe-Tax (データ) で !!

「データ」で受け取ると「書面」に比べてこんなに便利!!

登録申請書をe-Taxで作成する際に「登録通知書の電子通知」に同意すると登録通知を
データで受け取れます。

申請者にとって…

▶登録通知が早く受け取れる!
税務署における登録とほぼ同
時に受け取れます。

▶紛失リスクがない!

登録通知は、通知書等一覧内に
保管されるため書面のように紛
失リスクがありません。(1,900日
間保存)。

▶取引先への連絡が便利!

メールに登録通知のデータを
添付して取引先に連絡すること
もできます。

関与税理士にとって…

▶税理士にもお知らせが届く!
事前にメールアドレスを登録
しておけば、関与先の登録通知
があったことをメールで関与税
理士にもお知らせします。



データでの受領は
三方良しだね!!

取引先にとって…

▶書面保存が不要!
登録通知を電子データで受領
することで書面保管が不要で
す。

▶真正性の確認が可能!

登録通知の電子データに税務
署による認証を付しているた
め、e-Taxソフト又はe-
Taxソフト (WEB版) を利用
すれば、税務署が作成した改ざ
んのないデータであることが確
認できます。

インボイス制度のオンライン説明会に興味をお持ちの事業者の皆様！！

国税庁では、インボイス制度のオンライン説明会の
動画（過去の説明会の模様）を用意しております。
お手持ちの**スマートフォン**や**パソコン**で
いつでもご覧いただけます。

インボイス制度のオンライン説明会では、
「**基礎編**」と「**テーマ別編**」を開催しています。

基礎編

インボイス制度の概要について説明しています。【約40分】

「適格請求書等保存方式の概要ーインボイス制度の理解のためにー」（パンフレット）の基本的な部分を中心に説明します。

＼こんな疑問をお持ちの方に／

- ▶ インボイス制度ってなんだろう。
- ▶ インボイス制度が開始されると何が変わるのかな。
- ▶ 今のうちに準備しておかないといけないことは何かな。
- ▶ 消費税の申告をしたことがないけど、関係があるのかな。
- ▶ 何か手続きしなければいけないのかな。

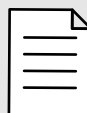
説明会の動画を是非ご覧ください！



説明会の模様
（アーカイブ）



説明会の資料はこちら！



説明会の資料



※外部サイトに
接続します

国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト

説明会の模様や資料のほかに、申請手続きに関することやQ&Aなどインボイス制度のより詳細な情報などを掲載しています。

インボイス制度
特設サイト



テーマ別編

インボイス制度をテーマ別に解説しています。

概要は理解しているけど、より詳しく知りたい方や、実際の対応に当たって具体例を確認したい方向けです。

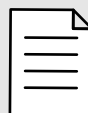
その1 インボイスの記載方法の具体例と端数処理の留意点【約40分】

＼こんな疑問をお持ちの方に／

- ▶ 今発行している書類を、全部インボイス対応しないといけないのかな。
- ▶ 手書きでインボイス対応する場合、具体的にどうしたらいいのかな。
- ▶ 納品書と請求書を合わせてインボイスとする場合、消費税額等の端数処理はどうしたらいいのかな。



説明会の模様
(アーカイブ)



説明会の資料
※外部サイトに
接続します



その2 「インボイスの種類」と「交付のケース別対応例」

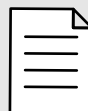
「インボイスの種類」について【約20分】

＼こんな疑問をお持ちの方に／

- ▶ 適格簡易請求書ってなんだろう。
- ▶ 交付した適格請求書に誤りがあった場合は、どうしたらいいんだろう。
- ▶ 値引きや返品等をした場合は、対応が必要かな。
- ▶ 仕入明細書で対応している場合、注意する点は何かな。



説明会の模様
(アーカイブ)



説明会の資料
※外部サイトに
接続します



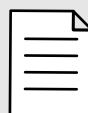
「交付のケース別対応例」について【約20分】

＼こんな疑問をお持ちの方に／

- ▶ 販売を委託しているんだけど、適格請求書の交付はどうしたらいいのかな。
- ▶ 事務所の家賃は請求書が交付されないけど、どうしたらいいのかな。
- ▶ 立替払をした（してもらった）場合は、どうしたらいいんだろう。



説明会の模様
(アーカイブ)

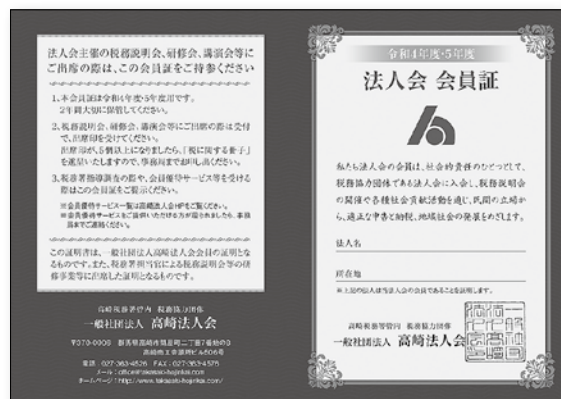


説明会の資料
※外部サイトに
接続します



高崎法人会 会員証の発行について

一般社団法人 高崎法人会 説明会・研修会・講演会 令和4年度・5年度 出席表		
内 容	出席印	出席印
決算税務説明会		
改正税法普及説明会		
本会 上期研修会		
本会 下期研修会		
税務署長講演会		



出席印が5個以上になりましたら事務局までご連絡ください。

高崎法人会会員証の配布について

高崎法人会では、平成26年度より、研修会等出席表を兼ねた会員証を発行しております。

この証明書は、一般社団法人高崎法人会会員の証明となるものです。

また研修会等出席表は、税務署担当官の税務説明会や、社会貢献活動としての講演会、研修会等の研修事業に出席した証明となります。

税務説明会、研修会等にご出席の際は、受付で出席印を押印いたします。

出席印が5個以上になりましたら、「税に関する冊子」を進呈いたします。

会員証の配布時期

この証明書は、令和2年度より隔年で法人日より4月号に同封する形で配布いたしておりますので、法人名と所在地をご記入いただいた上で**2年間**ご使用ください。

会員優待サービス

この会員証をご提示いただくことで、法人会員の優待サービスを受ける事が出来ます。

会員優待サービスの一覧は高崎法人会ホームページに掲載されています。

また、サービスを受けるために別途書類が必要となるものもございますので、併せてご確認ください。

会員優待サービスをご提供いただける方が居られましたら、事務局までご連絡ください。

さあ、保険の新次元へ。
T&D 保険グループ

安心できると、
新しい未来が見えてくる。

37万社の中小企業を支える責任。

DAIDO 大同生命

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル4F) TEL 027-223-5260



16 ホールマーク
2004年発

表紙説明

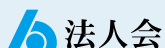
撮影者
小林健次さん（高崎市）



ふれあい写真コンテスト 第一部 推薦 『山火事消火作業中！』

高崎税務署管内税務協力団体連絡協議会では、税の普及およびPR活動の一環として、高崎法人会が主幹となり毎年写真コンテストを開催しております。

今号の表紙は、令和3年度に第1部(税が活かされている場面)で推薦を受賞された小林健次さんの作品です。



消費税期限内納付

推進運動

高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



法人だより第184号

令和4年4月10日発行(年4回4・7・10・1月10日発行)
〈発行所〉一般社団法人 高崎法人会
〒370-0006
高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号
TEL:027(363)4526 FAX:027(363)4576
E-mail:office@takasaki-hojinkai.com
U R L:http://www.takasaki-hojinkai.com/
〈企画・編集〉広報委員会:委員長 羽鳥 武久
〈編集・印刷〉荒瀬印刷株式会社

・法人会会員証シール ・研修会出席証シール のご案内



会員証

(ブルー)

決算説明会
出席証

(オレンジ)

研修会
出席証

(イエロー)

高崎法人会は税務署の協力団体として、適正な申告・納税に向け、各種活動を行っております。

このシールは、法人会の会員の証明及び、会員企業が税務説明会・研修事業に出席した証明となるものです。
このことにより、会員企業の地位向上を目指します。

今年度の会員証シールは今号に同封されております。

《書類を提出し申告される皆様へ》

◆法人会会員証シール

◆研修会出席証シール

左下の小さなシールを「法人税確定申告書(別表1)」の青い用紙1枚目に貼付してご利用ください。

※研修会出席証シールには「決算説明会出席証」と「研修会出席証」があります。

《イータックスで申告される皆様へ》 「シール貼付はがき」について

税務署提出用の各種シール貼付はがきは、別途郵送させていただきますので、ご利用いただければ幸いです。

令和4年度年会費について

《シール貼付はがき》
切取ってご利用ください



ご不明な点等ございましたら、事務局までお問い合わせください。
一般社団法人高崎法人会事務局
電話 027-363-4526

企業の税務コンプライアンス向上のために

自主点検チェックシートを ご活用ください。

企業を成長させるためには、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。

法人会では、コンプライアンス向上のための「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成しました。

各種税務研修会等で配布いたしておりますので、会員企業の皆様、自社の成長、税務リスクの軽減のために、是非ご活用ください。

「ふれあい写真コンテスト」推薦作品

第1部 税が活かされている場面

高崎税務署長賞



山火事消火作業中！
小林 健次（高崎市）

第2部 「ふれあい」または「社会貢献」

高崎税務署管内 税務協力団体連絡協議会長賞 (高崎法人会長賞)



春の宴
岸 美喜雄（前橋市）

※その他の優秀作品はP.5～7に掲載してあります。

令和4年度上期

「税務説明会」日程表

※時期、会場にかかわらず、ご参加いただけます。

下記開催予定の説明会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止または資料配布のみの対応となる場合がございます。

最新の情報は、当会HPにてご確認ください。(http://www.takasaki-hojinkai.com/)

決算税務説明会（2時間程度）

- 4/19(火) 14:00～(渋川ブロック)
渋川市金島ふれあいセンター
- 4/20(水) 14:00～(群馬ブロック)
榛東村南部コミュニティセンター
- 5/17(火) 14:00～(榛名・倉沢)
榛名商工会館
- 5/18(水) 14:00～(安中・松井田)
安中市文化センター
- 5/19(木) 14:00～(高崎・新町)
高崎市総合福祉センター
- 7/28(木) 14:00～(高崎・新町)
高崎市総合福祉センター
- 9/15(木) 14:00～(高崎・新町)
高崎市総合福祉センター

新設法人税務説明会（2時間程度）

- 4/21(木) 14:00～
高崎市総合福祉センター
- 8/10(水) 14:00～
高崎市総合福祉センター

改正税法普及説明会（2時間程度）

- 5/12(木) 14:00～(吉井)
吉井商工会館(吉井地区会総会と同時開催)
- 6/ 7(火) 14:00～(榛名・倉沢)
榛名商工会館
- 6/ 9(木) 14:00～(高崎)
ビエント高崎
- 6/14(火) 14:00～(渋川ブロック)
渋川市金島ふれあいセンター
- 6/15(水) 14:00～(安中・松井田)
安中市文化センター
- 6/16(木) 14:00～(高崎)
高崎市産業創造館
- 6/23(木) 14:00～(高崎)
高崎市総合福祉センター
- 5月中旬 新町地区会開催(地区会総会と同時開催)
- 6月中旬 群馬ブロック開催

※渋川ブロック・群馬ブロック・伊香保・子持・北橋・赤城地区会
群馬ブロック・群馬・箕郷・吉岡・榛東地区会